

飲食店応援前払利用券取扱店 募集要項
(郡山商工会議所)

～参加申込からプレミアム分請求までの流れ～

①参加申込 (期間 令和2年6月8日(月)～7月31日(金) 17時まで)

- ◇対象は、飲食店、仕出し・弁当店、ホテル・旅館（宿泊代への利用はできません）、宴会場等で県内に本店があること ※小売業（コンビニ等含む）は対象となりません
- ◇所定の申込書に記載の上、指定の添付書類とともに郡山商工会議所へ郵送・FAX・メール・持参にてお申込みください。
- ◇申込にあたり、「こおりやま店ナビ」、「販路開拓 SOS 掲示板」どちらかへの登録をお願いします。
- ◇券種は個人事業者用 1,200 円券（プレミアム額 200 円）、法人事業者用 1,100 円券（プレミアム額 100 円）の 2 種類です。
- ◇利用券の 1 回あたりの交付上限枚数は、個人事業者 300 枚、法人事業者 600 枚です。

②前払利用券の配布

- ◇参加申込受付後、当所より配布日時および場所をお知らせします。

③お客様へ販売 (期間 配布後～9月30日(水)まで)

- ◇利用券はお客様へ 1,000 円／1 枚で販売してください（現金販売のみ）。
- ◇利用券の取扱店欄へ店名を必ずご記載の上、販売してください。
- ◇お客様への販売枚数に上限は設けません。

④前払利用券の追加配布 (期間 8月31日(月)まで)

- ◇1 回目配布分を売り切った後に、2 回目、3 回目の追加配布を行いますので、所定の申請書に記載の上、事務局までご持参ください。
- ◇交付上限枚数は、個人事業者は 900 枚、法人事業者は 1,800 枚です。

⑤お客様が前払利用券を使用 (利用券の使用期限 令和3年1月31日(日)まで)

- ◇利用券の取扱店欄に記載されている店舗でしか使用できません。
- ◇お客様に「利用日」および「氏名」を必ず記入いただき、回収してください。
- ◇支払額が利用券の額面以下であっても、お釣りはお渡ししないでください。

⑥プレミアム分の請求 (期間 令和2年11月2日(月)～令和3年2月26日(金))

- ◇所定の請求書および回収した前払利用券を添付の上、郡山商工会議所へご持参ください。
- ◇請求回数は 2 回までとさせていただきます。
※12 月末までは、50 枚単位の請求とし、端数は 1 月以降をお願いします。
- ◇プレミアム分請求に基づき、月末締、翌月 25 日（予定）に指定口座にお振り込みします。

【事業の趣旨】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内飲食店の利用が大幅に落ち込んでいる状況を踏まえ、福島県がプレミアム付き前払利用券を発行し、利用者が応援したい飲食店の前払利用券を購入することにより、当該飲食店における当面の運転資金確保に繋げることを目的とします。

I プレミアム付き前払利用券について

- 1 名 称 がんばる地元の飲食店応援券
- 2 発 行 者 福島県
- 3 前払利用券の配布
 - (1) 配布方法
前払利用券取扱店として、当商工会議所管轄地域の登録した飲食店に必要枚数を配布
 - (2) 配布期間
令和2年6月8日（月）から8月31日（月）まで
 - (3) 配布上限 1店舗あたり 個人事業主：900枚
1法人あたり 法人事業主：1,800枚
 - (4) その他
 - ア 原則3回に分けて各取扱店に配布することとし、個人事業主に対しては300枚単位、法人事業主に対しては600枚単位で配布します。
 - イ 各取扱店は配布された前払利用券を全て売り切ってから、追加配布を申し込めることとします。
- 4 前払利用券の販売
 - (1) 販 売 額 1,000円/枚
 - (2) プレミアム率 個人事業主が営む店舗：20%（200円）※額面は1,200円
法人事業主が営む店舗：10%（100円）※額面は1,100円
※法人事業主については、中小企業者及び小規模企業者で、福島県内に本社または本店がある事業主に限ります。
 - (3) 販 売 方 法 取扱店での店頭販売
 - (4) 販 売 期 間 令和2年6月8日（月）～令和2年9月30日（水）
- 5 購 入 限 度 消費者1人当たりの購入限度枚数はありません。
- 6 利 用 期 間 令和2年6月8日（月）～令和3年1月31日（日）
- 7 使 用 対 象 前払利用券を販売した店舗で支払う飲食代金等
- 8 還 元 方 法 取扱店からの請求により、プレミアム分を商工会議所から取扱店に支払います。

9 取扱厳守事項

<利用者（消費者）>

- (1) 前払利用券を購入した取扱店での支払いのみに使用可能です。
- (2) 前払利用券を購入した取扱店が廃業した場合は、プレミアム分を含めて払い戻しは行いません。
- (3) 販売後の前払利用券と現金の交換は禁止します。
- (4) 使用期間を過ぎた前払利用券は使用できません。

<取扱店>

- (1) 前払利用券額面以下の使用であってもお釣りはお渡ししないでください。
- (2) 取扱店において、独自に利用券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるようチラシ等によりその旨明示してください。

<全体>

- (1) 前払利用券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

II 前払利用券取扱店の募集概要

1 参加資格

- (1) 本事業に参加を希望する資格は、郡山商工会議所の管轄内で飲食業を営む個人事業主及び法人事業者とします。（法人事業者は中小企業者又は小規模企業者（資本金の額または出資の総額が5000万円以下の会社か常時使用する従業員の数が100人以下の会社）で福島県内に本社または本店がある企業者に限る）。ただし、次に掲げるものに該当する場合は除外します。
 - ① 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者
 - ② その他、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業者
- (2) 登録店舗が限られていることから、下記のどちらかに該当する事業者であること
 - ① こおりやま店ナビに登録している事業者
 - ② 郡山商工会議所のSOS掲示板へ登録している事業者※登録していない場合、登録をすること。

2 参加申し込み

(1) 申込方法

前払利用券への参加を希望する事業者は、本募集要項に同意の上、参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、飲食店営業許可書、前年の確定申告書及び通帳の写しを添付して、以下の①～④いずれかの方法で郡山商工会議所に申し込みます。

- ①持参
- ② 郵送
- ③メール
- ④FAX

(2) 申込期限

令和2年7月31日(金) 17時まで

(3) 留意事項

ア 申し込みのあった事業者については、申請内容を確認の上、取扱店として登録します。ただし、登録後であっても申し込み内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

イ 申込期限後の参加申し込みについては受け付けることができません。

ウ 前払利用券の第2回、第3回配布を希望する取扱店は、追加配布申込書(様式第2号)により当商工会議所に申し込みを行います。

Ⅲ 取扱店の責務

次に掲げる事項について、順守していただきます。

- 1 取扱店であることが明確になるよう、配布されるポスターを消費者の見やすい場所に掲示してください。
- 2 販売前の前払利用券については、盗難、紛失等のないよう適切な保管してください。
- 3 消費者が利用期間内に前払利用券を利用する旨申し出たときは、当該利用券に利用日、氏名を記入させ、利用者から回収するとともに、前払利用券額面分のサービスの提供してください。
- 4 他の取扱店で販売された前払利用券の利用は拒否してください。
- 5 消費者から回収した使用済み前払利用券は、商工会議所に提出するまでの間、適切に保管してください。
- 6 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、前払利用券の利用を拒否するとともに、その事実を速やかに商工会議所に報告してください。
- 7 消費者に不利益を与えることのないよう責任をもって営業を継続してください。

Ⅳ プレミアム分の支払いについて

飲食代金として前払利用券を回収した取扱店は、プレミアム分の金額を請求することができ、その方法については以下のとおりとします。

- (1) 取扱店は消費者から回収した前払利用券について、令和2年11月2日(月)から令和3年2月26日(金)の期間内に、請求書(様式第3号)とともに郡山商工会議所に持参します。なお、請求回数は2回までとし、12月25日(金)までの使用分は50枚単位で、それ以降は端数分も取りまとめて持参することとします。なお、2回に分けずに1月31日(日)までの使用分を一括で請求することも可能とします。
- (2) 請求可能期間は令和3年2月26日(金)(必着)までとします。この期間を過ぎてからの請求には一切応じられませんので、必ず上記期間中に請求手続きをしてください。
- (3) 請求に基づき、商工会議所から各取扱店の指定口座に振り込みます。

V 利用の流れ

① 参加申込

取扱店への参加希望者は、当商工会議所に申し込みを行います。

② 前払利用券の配布

商工会議所は取扱店へ前払利用券の必要枚数を配布します。

③ 前払利用券の販売

取扱店は消費者に前払利用券を1枚1,000円で販売します。

④ 利用券の使用

消費者は取扱店での飲食代金等の支払いにあたり利用券（1枚1,200円または1,100円分）を提示し、当該利用券に利用日および氏名を記入した上で使用します。

取扱店は利用券の額面以下の金額を支払う場合でもお釣りを出すことはできません。

⑤ プレミアム分の請求

取扱店は使用済み前払利用券を集計し、請求書を添付して当商工会議所にプレミアム分の請求を行います。取扱店の状況に応じて一括または2回に分けて請求できます。

⑥ プレミアム分の支払い

当商工会議所は取扱店の請求に基づき、取扱店にプレミアム分（利用券1枚あたり200円または100円）を支払います。

